

防衛大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する省令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する省令案について

## 1 改正の趣旨

アナログ規制の見直しを進めているデジタル臨時行政調査会（以下「調査会」という。）から、新たな情報通信技術の導入・活用の妨げとなっているフロッピーディスク等の旧式の媒体に関する規定の見直しを行う依頼があったことから、防衛大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する省令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則について所要の改正を行う。

## 2 改正の概要

- (1) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物に代わり、電磁的記録媒体に改める。（第4条第1項第1号関係）
- (2) 磁気ディスク等に代わり、電磁的記録媒体に改める。（第4条第1項第2号及び第6条関係）

## 3 施行期日

令和5年12月28日